

<介護保険の給付対象となる指定訪問介護の利用料金>

区分	提供時間	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間	1917円	184円	2865円	275円	4543円	436円	6637円	637円
	早朝・夜間	2396円	230円	3584円	344円	5678円	545円	8294円	796円
	深夜	2875円	276円	4303円	413円	6804円	653円	9961円	956円
区分	提供時間	1時間30分以上 30分ごとに加算		区分	提供時間	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満	
	提供時間帯	料金	利用料		提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料
身体介護		875円 を加算	84円 を加算	生活 援助	昼間	2094円	201円	2584円	248円
					早朝・夜間	2625円	252円	3219円	309円
					深夜	3157円	303円	3876円	372円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）				Ⅰ介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の13.7%が加算されます。					
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）				介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の6.3%が加算されます。					
特定事業所加算（Ⅱ）				所定の単位数に対して10%加算されます。 ※料金表は加算された金額を表示しています。					
新型コロナウイルスに関する特例的な評価				令和3年9月末まで、 基本報酬に0.1%上乘せされます。					
提供時間帯	早朝		昼間		夜間		深夜		
時間帯	午前6時～ 午前8時		午前8時～ 午後6時		午後6時～ 午後10時		午後10時～ 午前6時		

算定区分	利用料金	介護保険から給付される額	サービス利用に係る自己負担金
予防給付型訪問サービスⅠ	12212円	10990円	1222円
予防給付型訪問サービスⅡ	23982円	21583円	2399円
予防給付型訪問サービスⅢ	38041円	34236円	3805円
生活支援型訪問サービスⅠ	2396円 / 1回 (月5回まで)	2156円	240円

生活支援型訪問サービスⅡ	2396 円 / 1 回 (月 10 回まで)	2156 円	240 円
生活支援型訪問サービスⅢ	2396 円 / 1 回 (月 15 回まで)	2156 円	240 円

※上記サービス利用料は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画 予防給付型訪問サービス計画 生活支援型サービス計画 に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

(実際のサービス提供時間とは異なることがあります。)

※2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合はご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の料金をいただきます。

(例えば、体重の重い方に対し入浴介助を行う場合等)

※病院への送迎等に要するヘルパーの交通費はご契約者負担となります。

※訪問介護サービスの利用について、介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。但し、保険対象外のサービスを希望される場合は、法定料金の全額となります。

※ご契約者が、まだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただいた上で、要介護又は要支援認定を受けた後、自己負担を除く額が介護保険から支払われます。

#### <介護保険給付の支給限度額の対象とならない費用>

介護職員の処遇改善のために、ご契約者にご負担いただく費用です。介護保険給付の支給限度額算定の対象にはなりません。

介護職員処遇改善加算 (I)	I 介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の 13.7%が加算されます。
介護職員特定処遇改善加算 (I)	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の 6.3%が加算されます。

#### II 介護保険の給付対象とならない費用

(1) 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスの利用	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
(2) 複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1 枚につき 20 円
(3) 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の

	額を請求させていただきます。	
	一 事業所の実施地域を越える地点から、片道5 k m未満	5 0 0 円
	二 事業所の実施地域を越える地点から、片道5 k m以上1 k mごとに	1 0 0 円
(4) キャンセル料	サービスをキャンセルする場合、キャンセル通知の時間により、キャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です。
	それ以降ご連絡いただいた場合	利用予定料金(1割負担)の全額
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合はキャンセル料を請求いたしません。		

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

※月途中で要介護〔要支援〕度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※ご契約者がまだ要介護〔要支援〕認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護〔要支援〕認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### <介護保険給付の支給限度額の対象とならない費用>

介護職員の処遇改善のためにご契約者にご負担いただく費用です。介護保険給付の支給限度額算定の対象にはなりません。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Ⅰ介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の13.7%が加算されます。
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の6.3%が加算されます。

#### Ⅱ 介護保険の給付対象とならない費用

(1) 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サー	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
----------------------------	---

ビス予防給付型訪問サービス、生活支援型サービスの利用	
(2) 複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円
(3) 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求させていただきます。 一 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km未満500円 二 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km以上1kmごとに100円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

※指定訪問介護事業所ヘルパーステーションうさぎ 重要項説明書より抜粋